

# サービス提供体制強化加算算定フローチャート

通所介護

## ★サービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定する場合

Q1

介護職員総数のうち、介護福祉士が40%以上配置されていますか？

※職員の割合の算出に当たっては、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いること。

YES

NO → 非該当

Q2

利用定員超過減算及び人員欠如減算のいずれにも該当していませんか？

※運営規程に定められている利用定員を超えていたり、指定居宅サービス基準第93条に定める員数を配置していない場合は、算定不可。

YES

NO → 非該当

**算定できます** (要介護=12単位/回、要支援1=48単位/人・月、要支援2=96単位/人・月)

## ★サービス提供体制強化加算(Ⅱ)を算定する場合

Q1

指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていますか？

※職員の割合の算出に当たっては、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いること。

勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

「利用者に直接提供する職員」とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務する職員を指すものとする。

YES

NO → 非該当

Q2

利用定員超過減算及び人員欠如減算のいずれにも該当していませんか？

※運営規程に定められている利用定員を超えていたり、指定居宅サービス基準第93条に定める員数を配置していない場合は、算定不可。

YES

NO → 非該当

**算定できます** (要介護=6単位/回、要支援1=24単位/人・月、要支援2=48単位/人・月)